

○宮城県議会傍聴規則

昭和35年3月25日
制定

宮城県議会傍聴規則をここに公布する。

宮城県議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平19議会規則2・一部改正）

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席 特別席及び記者席に分ける。

2 特別席は、県議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例（昭和34年宮城県条例第25号）第3条に規定する議員礼遇者、車椅子の使用者及び議長が特に必要と認める者の席とする。

3 記者席は、県政記者会に所属する報道関係者（以下「報道関係者」という。）の席とする。

4 一般席は、前2項に掲げる者以外の者の席とする。

（昭61議会規則1・一部改正）

(傍聴券等の交付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受け、所持しなければならない。ただし、議員礼遇者記章を所持している者については、この限りでない。

（昭44議会規則1・昭61議会規則1・一部改正）

(傍聴券)

第4条 傍聴券の種別は、個人傍聴券及び団体傍聴券とする。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で、先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券を記載された日に限り、傍聴することができる。

（昭61議会規則1・平30議会規則1・一部改正）

(傍聴証)

第5条 傍聴証は、報道関係者及び宮城県職員で議長が特に必要と認めるものに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された期間に限り傍聴することができる。

（昭44議会規則1・追加、昭61議会規則1・旧第4の2条繰下・一部改正、
令7議会規則3・一部改正）

(傍聴人の入場)

第6条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

(昭44議会規則1・一部改正)

(傍聴券等の提示)

第7条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(昭61議会規則1・一部改正)

(傍聴券等の返還)

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該期間が経過したときは、速やかにこれを返還しなければならない。

(昭61議会規則1・一部改正)

(一般席の定員)

第9条 一般席の定員は、170人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証を所持する者でも入場させないことができる。

(昭44議会規則1・昭61議会規則1・一部改正)

(議場への入場禁止)

第10条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(昭61議会規則1・一部改正)

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者
- (4) 酒気を帶びていると認められる者
- (5) その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

(昭61議会規則1・昭63議会規則1・令7議会規則3・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又

は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(令7議会規則3・一部改正)

(写真、映画等の撮影及び録音等の許可)

第13条 傍聴人は、写真、映画等の撮影又は録音をしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宮城県議会傍聴人取締規則（昭和22年5月22日制定）は廃止する。

附 則（昭和44年議会規則第1号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年議会規則第1号）

この規則は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則（平成19年議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年議会規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。